平成２６年（フ）第８６９号
愛知県春日井市堀ノ内町４丁目７番地５　エクセル神領101号
債務者　渡辺ワルジルこと　ＷＡＴＡＮＡＢＥ　ＷＡＬＤＩＲ
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４９号
神戸市長田区長尾町１丁目６番６号　長尾ハイツ201号
債務者　長谷川尚己
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５４号
神戸市須磨区北落合３丁目１番368―204号、従前の住所神戸市須磨区白川台５丁目７番地の４　313号
債務者　延命　由章
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１１号
愛知県東海市富木島町勘七脇83番地の６　シティーメゾン富木島603号
債務者　阪野　　恵
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９７号
神奈川県横須賀市佐原３丁目21番36号　ＪＵＮ　ＨＯＵＳＥ102
債務者　田島　良幸
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第９９号
神奈川県横須賀市船越町４―57、住民票上の住所神奈川県横須賀市船越町４丁目45番地
債務者　色川　營二
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第９３号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目６番13号　ハイツきたくり302
債務者　伏見　臣仁
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第９８号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目10番５号　ＷＩＮＧ21―102
債務者　高橋　敏雄
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１０６号
神奈川県横須賀市太田和２丁目３番７号　アネックス武山101
債務者　杉山　光彦
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１０７号
神奈川県横須賀市太田和２丁目３番７号　アネックス武山101
債務者　杉山　静江
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１８７号
和歌山市加納340番地の14
債務者　栗山　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６号
北海道日高郡新ひだか町静内高砂町２丁目12番32号
債務者　韮澤　敏子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
宮城県名取市増田６丁目４番９号　足利北アパート10号
債務者　門馬　宏美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３２２号
宮城県多賀城市八幡２丁目８番39号　ハイツ八幡１号
債務者　木村　　弘
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
仙台市太白区八木山緑町18番９号　ハイツヴェルディ103
債務者　原田　直樹
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３６２号
仙台市若林区南小泉３丁目20番６号　古城ハイム102
債務者　金井　琢也
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係